



浜松市
HAMAMATSU CITY

浜松市文化振興ビジョン

The Vision of Culture Promotion

浜松市文化振興ビジョンの概要

ビジョン策定の目的

これまでの取り組みの成果と課題や、国の取り組みの方向、環境の変化などを考慮しつつ、これからの本市の文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術にかかわる様々な主体が文化振興の担い手として活躍することを目指す。

ビジョンの期間

令和2年度（2020年度）から概ね10年間

基本目標

文化で市民の幸せを創り出す都市

具体的なイメージ

誰もが気軽に
多様な文化を
楽しむことが
できる

文化が暮らしの
豊かさを高め、
都市の活力と
なっている

市民が地域独
自の文化に対
して誇りに感
じている

基本方針と施策の方向性

基本方針1 ▶ 次代の文化を市民主体で築きます

- 1 市民の創造的活動の支援
- 2 伝統的、歴史的文化の保存と継承支援
- 3 次代の文化芸術の担い手育成
- 4 文化を支える環境の整備

基本方針2 ▶ 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

- 1 共生社会の実現
- 2 文化芸術と観光・産業等との連携
- 3 文化とまちづくりとの連携

・人材育成と地域のシンクタンク機能

目 次

はじめに	1
------	---

1 ビジョン策定の趣旨

1-1 ビジョン策定の目的	2
1-2 ビジョンの位置付け	3
1-3 ビジョンの期間	3

2 浜松市の文化を取り巻く状況

2-1 前ビジョンの成果と課題	4
2-2 国の動向	8
2-3 文化にかかわる環境の変化	10

3 ビジョンの基本目標

3-1 目指す都市のイメージ	13
3-2 基本方針	15

4 施策の展開

4-1 施策の方向性	17
4-2 施策展開の考え方と視点	20

5 ビジョンの推進にあたって

5-1 ビジョンの推進体制について	22
5-2 文化施設について	25
5-3 施策の検証と評価	29

附 属 資 料

浜松市における文化振興のあり方検討会	30
前ビジョンでの取り組み年表	31

はじめに

浜松市は、平成 21 年（2009 年）3 月に「浜松市文化振興ビジョン」を改定し、「人と人をつなぐ文化」、「都市の魅力・活力となる文化」、「生活の潤いとなる文化」を基本的な考え方として掲げ、「創造都市・浜松の実現」、「文化の多様性が活力となる都市・浜松」、「音楽の都・浜松」を基本目標に定め、市民が主体となって文化を創造し発展させていく都市、文化の持続的な循環が行われる都市を目指して様々な施策を行ってきました。

平成 25 年（2013 年）3 月に『「創造都市・浜松」推進のための基本方針』を策定し、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示して創造都市に対する市民の意識や関心を高めていくとともに、同年 11 月には創造的人材による文化芸術の創造、発信、交流の場として、鴨江アートセンターをオープンしました。平成 26 年（2014 年）12 月にはユネスコ創造都市ネットワーク¹に音楽分野で加盟するなど、ビジョンに基づいた取り組みを着実に進めてきました。

一方、国レベルでは平成 29 年（2017 年）6 月に文化芸術振興基本法を改正した文化芸術基本法が公布、施行されるとともに、これを受けて平成 30 年（2018 年）3 月には文化芸術推進基本計画が示されました。文化芸術が持つ本質的な価値のみならず、社会的・経済的価値についても着目し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他幅広い分野へ有機的な連携を図ることが求められています。

少子高齢化及び人口減少が進み、厳しい行財政運営を強いられる中で、地域の特色を反映した文化振興施策が重要な都市戦略として機能し、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を市民が体感できるようになることを目指して、新たな「浜松市文化振興ビジョン」を策定するものです。

1 文学、映画、音楽、芸術などの分野において、都市間でパートナーシップを結び相互に経験・知識の共有を図り、またその国際的なネットワークを活用して国内・国際市場における文化的産物の普及を促進し、文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図ることを目的に平成 16 年（2004 年）に創設されたネットワーク。浜松市は平成 26 年（2014 年）12 月に、音楽分野においてアジアで初めて加盟した。※令和元年（2019 年）10 月 31 日現在 246 都市

1 ビジョン策定の趣旨

1-1 ビジョン策定の目的

文化は、生活の質を高め、人と人との交流を生む、まちづくりや都市発展の土台となるものです。豊かな都市の文化は、都市の魅力や活力となり、市民の誇りや愛着を育むものとなります。

浜松市には、進取の気質に富んだものづくりの文化や、楽器産業の集積を背景とした音楽文化、多くの外国人市民が持つそれぞれの文化的背景、さらには豊かな自然の中で育まれてきた特色ある歴史や伝統文化など、さまざまな文化が息づいています。本市の様々な取り組みは、このような誇るべき本市の文化資源を生かすとともに、市民一人一人がその力や可能性を存分に発揮するなかで、文化の創造と発展そして持続的な循環が行われる都市を目指すものです。

文化は、私たちが生きていくうえで社会になくてはならないものであり、すべての人々がよりよく生きるために、文化的な活動を行い享受する権利を有しています。

このような人間の本質に根ざす文化は、人々の生活の質を向上させる役割を有しています。豊かな文化は人々が生きる糧となり、そのなかで文化がさらに磨かれ、人々の誇りとなり、地域への愛着を育むものとなります。

近年、人々にやすらぎや感動をもたらす文化そのものが持つ本質的な価値に加え、文化芸術が地域社会の基盤形成や産業活動の発展に対しても大きな役割を持つという社会的・経済的価値が認識されるようになってきました。

文化は都市の発展に不可欠なものであり、文化振興のための政策は、都市の新しい力を生み出すための重要な政策として位置付けられるものとなっています。

このビジョンにより、浜松市のこれからの文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術にかかわる様々な主体が本市の文化振興の担い手として活躍するための道しるべとなることを期待して策定するものです。

1-2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、市の最上位計画である浜松市総合計画²・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、本市における文化芸術分野の振興に関する取り組みの方向性を示す個別計画です。

文化芸術振興に向けた具体的な取り組みは、このビジョンを踏まえつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連する様々な分野の個別計画との整合性を図り、毎年度策定する「浜松市戦略計画」に基づいて進めていきます。

1-3 ビジョンの期間

文化振興については、長い時間をかけて取り組むことで成果が出るものも多く長期的な視点をもって取り組む必要があることから、令和2年度（2020年度）からおおむね10年間を展望した文化振興の方向を示すものとして策定します。ただし、今後の社会や経済の状況変化等を踏まえる中で、必要に応じて見直しを図るものとします。



2 2045年を見据えた都市の将来像と理想の姿を示した浜松市の最上位計画。浜松市未来ビジョン（基本構想）、第1次推進プラン（基本計画）、戦略計画（実施計画）で構成されている。

2 浜松市の文化を取り巻く状況

2-1 前ビジョンの成果と課題

平成 21 年(2009 年)策定のビジョンにおいては 8 つの本市の特長と課題を整理し、それに対応する形で基本目標を定め、施策の方向性を決めました。この 8 つの特長に関しては本市がこれまでの取り組みのなかで築き上げてきたものであり、10 年を経過した現在においても引き続き本市の特長として挙げられるものです。

特長を生かし課題を解決するため、これまでの取り組みの成果と課題について、基本目標ごとに整理をします。

浜松市の特長	課題
進取の気質とものづくり文化の存在	若手アーティストたちのステップアップ機会の確保
産業の集積を背景とした都市ブランドの形成	創造的人材が集まり育つ環境整備、活躍機会の拡大
文化活動に関わる多数の市民の存在	活動団体の連携や中間支援組織強化、鑑賞者の拡大
都市資産としての音楽文化の蓄積	蓄積を活かした事業展開と一層の発信、音楽分野の起業家育成
広域な市域に点在する多彩な伝統文化	伝統芸能の情報収集、再評価、発信の事業展開。担い手の育成
豊かな自然の中で育まれた特色ある地域文化	特色ある地域文化の再評価と都市の魅力としての発信
異なる文化的背景を有する外国人市民の存在	文化を通じた交流の環境づくりと浜松独自の文化の醸成
文化振興に関する研究・教育セクターの存在	地域資産を活かした文化振興モデルの研究発信と人材育成

(1) 創造都市・浜松の実現

平成 24 年(2012 年)に『創造都市・浜松』推進のための基本方針」を策定し、本市の目指す姿のイメージを明確化するとともに、平成 26 年(2014 年)には浜松市文化振興財団³や静岡文化芸術大学⁴、浜松商工会議所など創造都市を推進する関係機関と「浜松市創造都市推進会議」を立ち上げました。同年 12 月にはユネスコ創造都市ネットワークに音楽分野で加盟し、創造都市を目指す国内外の都市との連携を深めました。

3 芸術文化の提供、交流、創造、発信を行うことや市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市民文化の振興、地域社会の活性化に資することを目的とする公益財団法人。平成 17 年(2005 年)にアクトシティ浜松運営財団と浜松市文化協会の統合により設立。

4 静岡県と浜松市、産業界による公設民営の新しい大学として平成 12 年(2000 年)4 月に開学。文化政策学部(国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科)とデザイン学部(デザイン学科)の 2 学部 4 学科と大学院(文化政策研究科、デザイン研究科)を置く。平成 22 年(2010 年)4 月から公立大学法人へ移行。

また、平成 25 年（2013 年）に創造的な文化芸術活動を行うアーティスト等の活動や交流の拠点となる鴨江アートセンターをオープンするとともに、平成 30 年（2018 年）には、浜松版アーツカウンシルとして「浜松アーツ&クリエイション」を浜松市文化振興財団内に立ち上げ、創造的、文化的な活動を支援するための環境整備を進めました。

前ビジョンでの主な取り組み

- ・ 鴨江アートセンター開館（H25 ～）
- ・ 「創造都市・浜松」推進のための基本方針（H24 ～）
- ・ ユネスコ創造都市ネットワークに音楽分野で加盟（H26 ～）
- ・ 世界創造都市フォーラム（H27）、世界音楽の祭典（H28）、サウンドデザインフェスティバル（H29）
- ・ 浜松市市民文化創造拠点施設構想（H29）
- ・ 浜松アーツ&クリエイションの設置（H30 ～）

創造的な文化芸術活動をするための支援制度や拠点整備、取り組みをけん引する関係機関との連携体制の構築など、創造都市の実現に向けた環境整備を着実に進めてきましたが、まちづくり・賑わいづくりを見据えた拠点の面的な広がりや、本市の文化芸術の魅力のPR、創造産業や文化関連産業の活性化などに向けては、より一層の取り組みが求められています。

(2) 文化の多様性が活力となる都市・浜松

市民の創造的な活動を促進するため、平成 24 年（2012 年）から助成事業「みんなのはままつ創造プロジェクト⁵」を立ち上げ、数多くの市民主体の創造的取り組みが具現化されるようになりました。取り組みを行う市民を中心に、「創造的な活動が新たな価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく」創造都市に対する意識が高まっています。

伝統的文化の発信においては、平成 29 年（2017 年）に地域遺産センターを開設し、井伊直虎を取り上げた大河ドラマとの相乗効果により、改めて本市に根ざす歴史的資源を広く発信しました。また、地域の個性として大切に受け

5 創造都市・浜松の実現に向け、市民活動団体や民間企業等が発意・主導して実施する創造的な取り組みを応援する事業。スタートアップの資金を浜松市が補助するプロジェクトで、平成 24 年度（2012 年度）から平成 30 年度（2018 年度）まで実施。現在は創造都市推進事業補助金として創造都市・浜松の実現に向けたプロジェクトの立ち上げを支援している。

継がれている文化資源を掘り起こし、市民協働でその活用を進めるため、平成 28 年度（2016 年度）から認定文化財制度として「浜松地域遺産」を新設し、平成 30 年度（2018 年度）までに 242 件を認定しました。

前ビジョンでの主な取り組み

- ・ みんなのはままつ創造プロジェクト（H24 ～）
- ・ 浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例（H27 ～）
- ・ 地域遺産センターの開館（H29 ～）
- ・ 浜松地域遺産（認定文化財）制度（H29 ～）
- ・ 浜松アーツ&クリエイションの設置（H30 ～）※再掲

各区の個性を生かした地域活性化や文化振興を図る「浜松市地域力向上事業」が実施されるなど文化の多様性を暮らしの豊かさにつなげるための取り組みが進められる一方、外国人や障がいのある人、高齢者なども含めた、誰もが文化に親しむための取り組みをより顕在化していくことが求められます。

(3) 音楽の都・浜松

平成 30 年度（2018 年度）に節目となる第 10 回を迎えた「浜松国際ピアノコンクール」では、第 1 次予選からチケットが完売するなど、30 年にわたる「音楽のまちづくり」に向けた取り組みが、着実に都市の資産として蓄積されています。

子供たちの豊かな感性を育むための「こども音楽鑑賞教室」を継続しつつ、新たに複合芸術であるミュージカルを鑑賞する事業を実施し、子供たちが質の高い音楽等に接することのできる機会を充実させました。

そのほかジュニアオーケストラ、ジュニアクワイア、アクトシティ音楽院⁶など、次代の音楽文化の担い手の育成に係る事業を継続するなど、「音楽の都」にふさわしい充実した取り組みを行いました。これら多くの取り組みを通じて、市民の誇り、アイデンティティとしての「音楽の都」の意識は高まってきました。

6 コミュニティコースとアカデミーコースの2つのコースから構成されている。コミュニティコースでは、市民の参加・体験型講座や聴講・学習型講座の開設、また、人材活用、楽譜貸出などを行い、アカデミーコースでは、世界レベルのアカデミーを開催し、演奏家の育成を行っている。

前ビジョンでの主な取り組み

- ・ジュニアオーケストラ、ジュニアクワイア
- ・こども音楽鑑賞教室
- ・アクトシティ音楽院
- ・浜松国際ピアノコンクール（H21、24、27、30）
- ・世界青少年音楽祭(H26)、こどもミュージカル(H22～24、H25～28)

これまで培ってきた音楽文化の蓄積を、重要な都市の資産として次世代につなぐために、「音楽の都・浜松」を象徴する事業の継続的な実施が求められるとともに、ユネスコ創造都市ネットワーク音楽分野の加盟都市として、音楽文化を都市の活力につなげる、新たな時代をけん引する取り組みを進めることが期待されています。



サウンドデザインフェスティバル



地域遺産センター



浜松国際ピアノコンクール



浜松地域遺産（久留米木の棚田・北区）

2-2 国の動向

市の取り組みに反映すべき、国レベルでの方向性の変化に関する代表的な事項として以下の点が挙げられます。

(1) 文化芸術基本法の施行

国においても、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開がより一層求められるようになってきたことから、平成29年（2017年）に「文化芸術振興基本法」を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。

今回の改正では、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとしています。また、生活文化の例示として「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図ることとするなど、文化芸術として取り扱う範囲を拡充しています。

(2) 文化財保護法の改正

過疎化、少子化などを背景とした文化財の滅失・散逸を防ぐとともに、価値づけが明確でないものも含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かし、地域社会総掛かりで取り組んでいくことができるようにするため、平成30年（2018年）に文化財保護法が改正されました。

地域コミュニティや民間団体が、文化財の活用の担い手となり、保存・継承を含めた好循環を生み出すことが期待されています。

(3) 文化芸術推進基本計画（第1期）の策定

文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年度から5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示すものとして、「文化芸術推進基本計画」が、平成30年（2018年）3月に閣議決定されました。

文化芸術の本質的な価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化するとともに、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術のさらなる継承、発展、創造に活用し、好循環させることを目指しています。

地方公共団体に関しても、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策をより積極的に推進することを求めています。

これらの文化に関する基本的な理念や文化政策の方向性を示すもののほか、劇場や音楽堂、文化会館等の役割などを明確化した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年（2012 年））」や障害者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年（2018 年））」などの関係法令等も整備されています。

2-3 文化にかかわる環境の変化

平成 21 年（2009 年）策定のビジョンから 10 年を経過する中で、文化振興政策を考えるうえで踏まえておくべき環境の変化として、次の点が挙げられます。

(1) 人口減少・少子高齢化社会の到来

- ・本市の人口は、平成 20 年（2008 年）の 813,000 人をピークに、減少局面に突入しています。
- ・さらに年少人口の減少及び生産年齢人口の増加を上回る速度での老年人口の増加により、老年従属人口指数（生産年齢人口 100 人で支える老年人口の数）が上昇しており、人口減少社会の到来とともに、高齢化社会へと人口構造が大きく変化してきています。
- ・伝統文化における担い手不足や将来的な税収の減少、文化施設の稼働率低下など、この変化に起因すると考えられる課題が数多く存在しています。

(2) 外国人市民の受け入れ拡大

- ・製造業を中心とした産業集積を背景に従来から外国人住民が多い本市においても、リーマンショック以後はその数が減少傾向にありましたが、景気の回復とともに再び増加傾向に転じています。
- ・平成 30 年（2018 年）12 月に出入国管理及び難民認定法⁷が改正され、外国人労働者の就労受け入れが拡大されることになったため、今後ますます多様な外国人市民が増加することが見込まれます。

7 他国からの入国、及び他国への出国を規制・管理するための法律。外国人労働者受け入れの拡大に向け平成 30 年（2018 年）12 月に改正された。新たな在留資格を設け、介護や外食など 14 分野で就労を認めるもの。政府は 5 年間で最大約 34 万人の受け入れを見込む。

(3) 地域独自の文化に対する意識の高まり

- ・人口減少や地域経済の縮小といった課題を克服するため地方創生⁸の取り組みが進められるようになり、活用すべき地域独自の資源として、歴史や伝統文化に対しての関心がこれまでになく高まってきています。
- ・同時に、地域に根ざした農業やものづくり、日々の暮らしの営みから生まれる生活文化に対する関心が高まってきています。とりわけ本市では「みんなのはままつ創造プロジェクト」などの補助金制度の実施に伴い、市民団体を中心に生活文化に着目した様々な取り組みが生まれてきています。

(4) ICT技術の発展と新たな創造社会（Society 5.0）

- ・ICT⁹技術の発展に伴い、メディア芸術をはじめ、表現の手段としてのICTを活用する文化芸術に対する認知が広がり、それらを楽しむ市民も増えてきています。
- ・表現におけるツールとしてだけでなく、情報発信の面においても様々なツールを組み合わせた広報展開が一般的に行われるとともに、情報収集手段にも広く活用されるため、文化情報に関するアーカイブ化の必要性が高まってきています。
- ・さらに大きな変化として、IoT¹⁰、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の進展に伴い、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立し、だれもが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間の創造性を中心とする新たな社会としてSociety 5.0¹¹が提唱され、その実現を目指す動きが強まっています。

8 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来に渡って活力ある日本社会を維持していくための取り組み。

9 Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology）とほぼ同義。情報処理や通信に関する技術のこと。

10 「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と訳される。「様々なものがインターネットにつながること」、「インターネットにつながる様々なもの」を指す。IoTの普及により衣服、白物家電、家屋といった様々なものがインターネットにつながる。

11 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(5) 文化政策を通じたSDGs達成に向けた取り組み

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）を年限とする17の国際目標「SDGs¹²（持続可能な開発目標）」が2015年（平成27年）の国連サミットで採択されました。
- ・日本においても中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みを推進していくことが重要であるとしており、文化に関する取り組みも求められています。
- ・本市もSDGsの達成に向けて積極的に取り組んでおり、平成30年（2018年）6月には「SDGs未来都市」の一つとして認定されています。

12 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むための国際社会全体の開発目標。

3 ビジョンの基本目標

3-1 目指す都市のイメージ

浜松市総合計画に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向けて、市民による文化芸術などの創造的活動の促進は、非常に重要な意味を持ちます。

人間の本質に根ざす文化は、人々の生活に潤いと喜びを与えるとともにその質を向上させ、豊かな心を育み、地域への愛着と誇りを生み出します。さらに文化は地域コミュニティの形成や、産業の発展、社会基盤の形成にも大きな役割を持ち、都市の自立的な発展に不可欠なものです。

こうした文化の本質的な価値とその社会的価値を踏まえ、本ビジョンにおける基本目標を「文化で市民の幸せを創り出す都市」と設定します。この基本目標が達成された具体的な状態のイメージは次の通りです。

(1) 誰もが気軽に多様な文化を楽しむことができる

- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが文化芸術の鑑賞や文化的な活動を行い、文化がもたらす感動や創作の喜びを感じることができます。
- ・異なる文化の存在を認識するとともに、多様な文化を認め、理解し、尊重しあうことができます。

(2) 文化が暮らしの豊かさを高め、都市の活力となっている

- ・文化芸術を基軸とした経済活動が、活発に行われています。
- ・浜松の文化の魅力に惹かれた多くの人々が本市を訪れ、都市のにぎわいを生み出します。
- ・文化を通じて人々がつながり、交流が生まれ、地域の中で共に生活をしていきます。

(3) 市民が地域独自の文化に対して誇りに感じている

- ・自分たちの住む地域の歴史や独自の文化について理解し、大切にします。
- ・自分たちの文化を地域の宝として紹介し、自慢ができます。
- ・文化を通じて、郷土に対する愛着が生まれています。

基本目標

文化で市民の幸せを創り出す都市

具体的なイメージ

誰もが気軽に
多様な文化を
楽しむことが
できる

文化が暮らしの
豊かさを高め、
都市の活力と
なっている

市民が地域独
自の文化に対
して誇りに感
じている

3－2 基本方針

基本目標として定めた都市の将来像の実現に向けて何をするのか、取り組みの方向性を基本方針として次のように設定します。ただし、方針に基づく取り組みを進める際には、単一の効果だけでなく、他の方針への波及効果や相乗効果も意識する必要があります。

(1) 次代の文化を市民主体で築きます

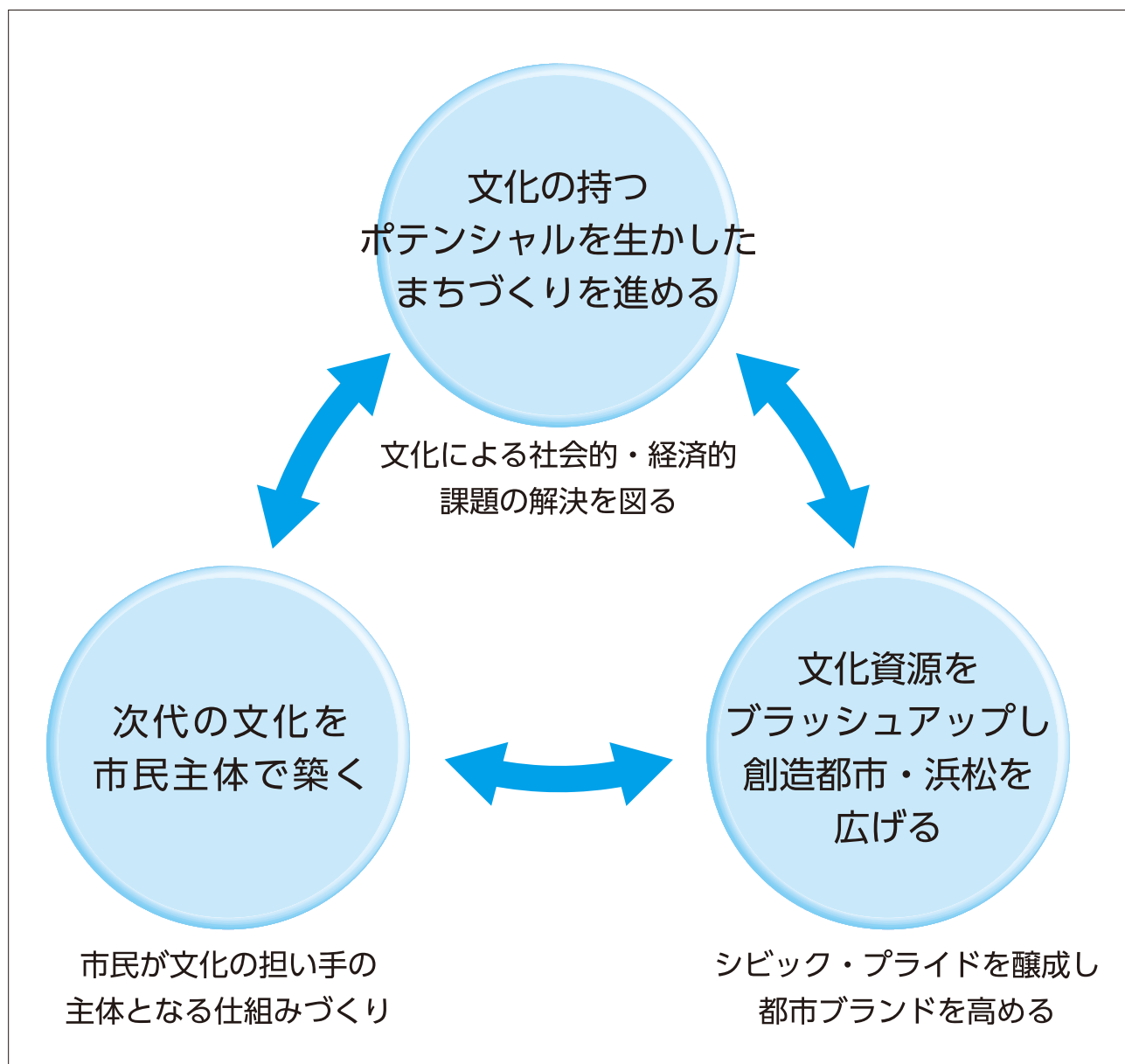
- ・「やらまいか」という言葉に代表されるように、本市は新しいものに挑戦していく進取の気質にあふれた都市であり、様々な活動に熱心に取り組む市民が多くいます。
- ・そうした多様な市民一人一人の創造性が発揮され、新たな活動が生まれ、その活動が継続できるよう、創造的な文化活動等を促進する環境を整備します。
- ・市民が文化に関心を持ち、直接かかわるきっかけを提供しつつ、市民が文化の担い手として育つ仕組みをつくっていきます。

(2) 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

- ・文化芸術が持つ社会的・経済的価値を生かし、都市が抱える課題の解決に向けた取り組みにつなげます。
- ・文化芸術が持つ社会的・経済的価値が都市の活力を生み、それによって文化芸術がさらに促進される、持続的な好循環を生み出します。

(3) 地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

- ・本市が持つ文化資源について、その価値や魅力を改めて多くの市民に伝えることで、地域を誇らしく思う気持ち、シビック・プライドを醸成します。
- ・市民が主体となって地域固有の文化資源をブラッシュアップし、その価値を高めるとともに、本市の文化的魅力を広めることで都市ブランドを確立していきます。



図：基本方針のイメージ

4 施策の展開

4-1 施策の方向性

「3-2 基本方針」に基づく取り組みの柱となる施策の方向性について、以下の通り整理をします。

(1) 次代の文化を市民主体で築きます

①基本施策1「市民の創造的活動の支援」

- ・ 中間支援機能として浜松市文化振興財団内に浜松版アーツカウンシルを設置、運営し、市民の創造的な活動の支援を行います。
- ・ 補助金などの金銭的支援にとどまらない幅広い支援の取り組みを行うことで、新たなことに取り組む市民の創造的活動や文化的活動の継続的な実施に向け体制づくりを支援します。

②基本施策2「伝統的、歴史的文化の保存と継承支援」

- ・ 市民参画で地域固有の財産である伝統的・歴史的文化を守り、継いでいくための仕組みを構築します。
- ・ 文化財保存活用地域計画¹³の策定に着手するとともに、各地域の生活基盤を再生させる事業との連携を図ります。

③基本施策3「次代の文化芸術の担い手育成」

- ・ 子どもたちが良質な文化芸術に直に触れ、体験する機会や自ら文化芸術に取り組む機会、伝統文化に親しむ機会などを提供します。
- ・ 自ら文化・芸術活動を行う人だけでなく、文化芸術の振興を支える人材や応援する人々を増やしていきます。

④基本施策4「文化を支える環境の整備」

- ・ 市民が良質な文化芸術や伝統文化に気軽に接する、あるいは取り組むことができるよう、必要なホールや美術館、博物館、生涯学習などの施設の整備、維持管理を行います。

13 文化財保護法第183条の3の規定に基づき作成される、市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画。

- ・社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、各施設の設置意義や役割を改めて見直し、施設の更新や指定管理者制度を含めた運営手法などを再検討します。

(2) 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

①基本施策1「共生社会の実現」

- ・障がいのある人、高齢者、外国人市民をはじめ、誰もが文化芸術に親しむ機会をつくるとともに、文化芸術を通じて社会参加し、文化の担い手となる共生社会の実現を目指します。
- ・今後増加が見込まれる外国人市民については、それぞれが持つ文化の理解促進を図ることで、多様性のあるまちづくりを進めます。

②基本施策2「文化芸術と観光・産業等との連携」

- ・地域の文化資源や創造的な人材を観光や産業等に結び付けることで、経済的な好循環を生み出します。
- ・浜松国際ピアノコンクールなどの文化事業や中山間地域を中心に広がる伝統芸能など、本市の特徴的な文化事業については、その魅力を積極的に市内外に発信していきます。

③基本施策3「文化とまちづくりとの連携」

- ・文化の持つ人と人をつなぐ力を生かし、文化をまちづくりの要素として加えることで、市民の参画促進と当事者意識醸成を図っていきます。
- ・文化を感じられるまちづくりを進めることで、地域の独自性を育み、住みたいまち、訪れたいまちを形成していきます。

(3) 地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

①基本施策1「『音楽の都・浜松』の推進」

- ・本市の特色であり、分野として最も中心となる取り組みとして、既存の浜松国際ピアノコンクールをはじめとするこれまで積み重ねてきた取り組みを継承していきます。
- ・ジャンルを問わず様々な音楽に触れる機会を提供するとともに、市民主体の多様な音楽活動を促進します。

- ・音楽を通じた交流や多様な取り組みの情報発信を積極的に行うことで、「音楽の都・浜松」としての都市ブランドをより高めます。

②基本施策2「人材の発掘と育成」

- ・アクトシティ音楽院やアカデミーなどの開催を通じて世界で活躍するアーティストやクリエイターの育成を図ります。
- ・アーティスト・イン・レジデンスの実施によって、新進アーティストの制作場所や発表機会を提供するなどの支援を行います。
- ・ゆかりの芸術家などの顕彰事業や、認証制度などによってさらなる活躍の場を創出します。

③基本施策3「多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用」

- ・都市部から農村部、北遠の山間地域を含む広大な市域に存在する歴史、伝統、生活文化などの本市が持つ資源を見直し、ブラッシュアップすることで新たな価値を生み出します。
- ・音の持つ可能性を追求する「サウンドデザイン」の取り組みをはじめ、ものづくり、数多くの外国人市民の存在など、本市の特長を生かした浜松ならではの創造的活動を促進します。

④基本施策4「国内外の都市との交流・発信」

- ・ユネスコ創造都市ネットワークや創造都市ネットワーク日本¹⁴などを活用し、国内外の都市との交流・発信を通じて互いのノウハウを共有し、取り組みの高度化を図ります。
- ・文化の多様性の保持と持続可能な開発に資する文化面での取り組みを国内外の都市と連携して進めることで、2030年(令和12年)のSDGsの達成に貢献します。

14 創造都市の取り組みを推進する地方自治体等多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するための組織。平成25年(2013年)1月設立。

4-2 施策展開の考え方と視点

「4-1 施策の方向性」で、基本方針と結びつく形で施策体系を示していますが、施策全体を通じて踏まえておくべき考え方や視点について整理をします。

(1) 持続可能性を高める循環への意識

持続可能な都市経営に向けて、人材や財源など限られた経営資源を選択と集中により、効果的・効率的に配分するとともに、協働する様々な主体が持てる力を最大限に発揮できるような連携の強化が求められています。

具体的な事業を行う場合には単体の施策効果だけではなく複合的な施策効果を意識する必要があります。例えば「(3)③文化資源のブラッシュアップ」が「(2)②観光や産業」を生み出し、「(1)②伝統的、歴史的文化の保存と継承」につながるという循環が考えられます。

(2) 継続が生み出す効果への認識

昭和56年（1981年）に始まった本市の「音楽のまちづくり」からの長い間の積み重ねが実を結び、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野への加盟につながっています。文化で社会を変革するには、地道で継続的な取り組みが重要になります。短期的な実績や効果と長期的な波及効果を意識しながら取り組むことが重要です。

(3) 文化芸術分野のマーケティング力強化

文化はそれ自身が本質的な価値を持っています。そのため、文化を守り、育て、広める取り組みはどれもが大切なものになります。しかし、限られた人的資源や財源の中で文化振興の取り組みを進めるためには、効果的な事業の選択と運営が重要になります。マーケティング¹⁵の視点をもって事業の取捨選択や組み立てを行うことで、経済的あるいは社会的に最大限の効果を目指すことが求められます。

15 企業等の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための活動のこと。顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

また、市外から訪れた人々に本市の多様な文化を感じてもらうための外向けのプロモーションと、市民にその価値を知ってもらうためのインナープロモーションの両面を意識することも重要です。

(4) 生活に密着した文化への着目

これまでの文化行政における取り組みは、主に精神的活動から生み出された芸術などを対象として進められてきましたが、社会・地域・民族などで異なる生活様式や行動様式を含む、より幅広い意味での文化への関心が高まってきています。

衣食住をはじめとした日々の生活に根ざした伝統的な文化は、それぞれの風土や歴史を反映して形作られ、受け継がれてきたものです。これらを「くらしの文化」として捉え、保護・伝承を図るとともに活用していくことも大切です。

(5) 地の利を生かす意識

本州の中央付近に位置する本市は、古来より交通の要衝として、様々な文化が入り混じる地域でした。現在でも、東京と京阪神という二大文化圏の間であることから、ウナギの調理法などをはじめ、どちらの文化も楽しむことができる地域として知られています。そうした状況が「やらまいか」精神とも呼ばれる、異なる文化にも寛容な土地柄を生み出してきたと考えられます。

また、温暖な気候、交通の利便性、産業の集積など、この地ならではの優位性は、人々の交流を生み、文化を育てるうえでも優位性があるものと考えられます。こうした優位性を生かしていく意識も必要です。

5 ビジョンの推進にあたって

5-1 ビジョンの推進体制について

文化の振興に向けては多様な主体が協力し、連携しながら取り組むことが重要です。ビジョンで掲げる将来像の実現に向けて、市民、市、文化振興財団などの役割を整理します。

(1) 市民、市民団体、企業等

- ・市民は、様々な文化を楽しみ、文化がもたらす様々な喜びや豊かさを享受するとともに、地域の文化を守り、育てる担い手として、様々な形で文化活動に参加し、文化を支えていくことが期待されます。
- ・市民団体は、それぞれの活動を通して、文化芸術の振興、生涯学習の推進、地域コミュニティの維持など、地域に対して貢献していくことが期待されています。
- ・市民団体それぞれが、その目的に応じて活動の質の向上や、人材の確保・育成に取り組み、持続可能な形で活動を継続することが求められています。
- ・企業等には本来の目的である経済活動やCSR¹⁶の形で地域社会に貢献するとともに、そうした取り組みから新たな価値を創出し、経済的な面での好循環を生み出すことが期待されています。
- ・さらには文化を通じて社会課題の解決と経済活動を両立させるソーシャルビジネスやCSV¹⁷経営を目指す起業が多く生まれることが望めます。
- ・地域文化の担い手として市民、市民団体、企業が有機的に連携し、持続的な文化活動が行われ、地域の多様な豊かさを創出することが望めます。

16 「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」と訳される。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任を取る企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す。

17 「Creating Shared Value」の略で、「共有価値の創造」、「共通価値の創造」等と訳される。企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークで、2011年に企業の競争戦略を専門とする米国経営学者マイケル・ポーターによって提唱された考え方。

(2) 市

- ・市民主体の文化振興を推進するため、様々な事業の実施を通じて、市民が文化に気軽に触れ、身近に感じることができるよう、環境整備を進めていきます。
- ・文化の持つ効用を最大限に生かすため、文化や生涯学習の分野だけでなく、福祉、産業、観光など、様々な分野と連携し、総合的な文化行政を推進するための体制構築に努めます。

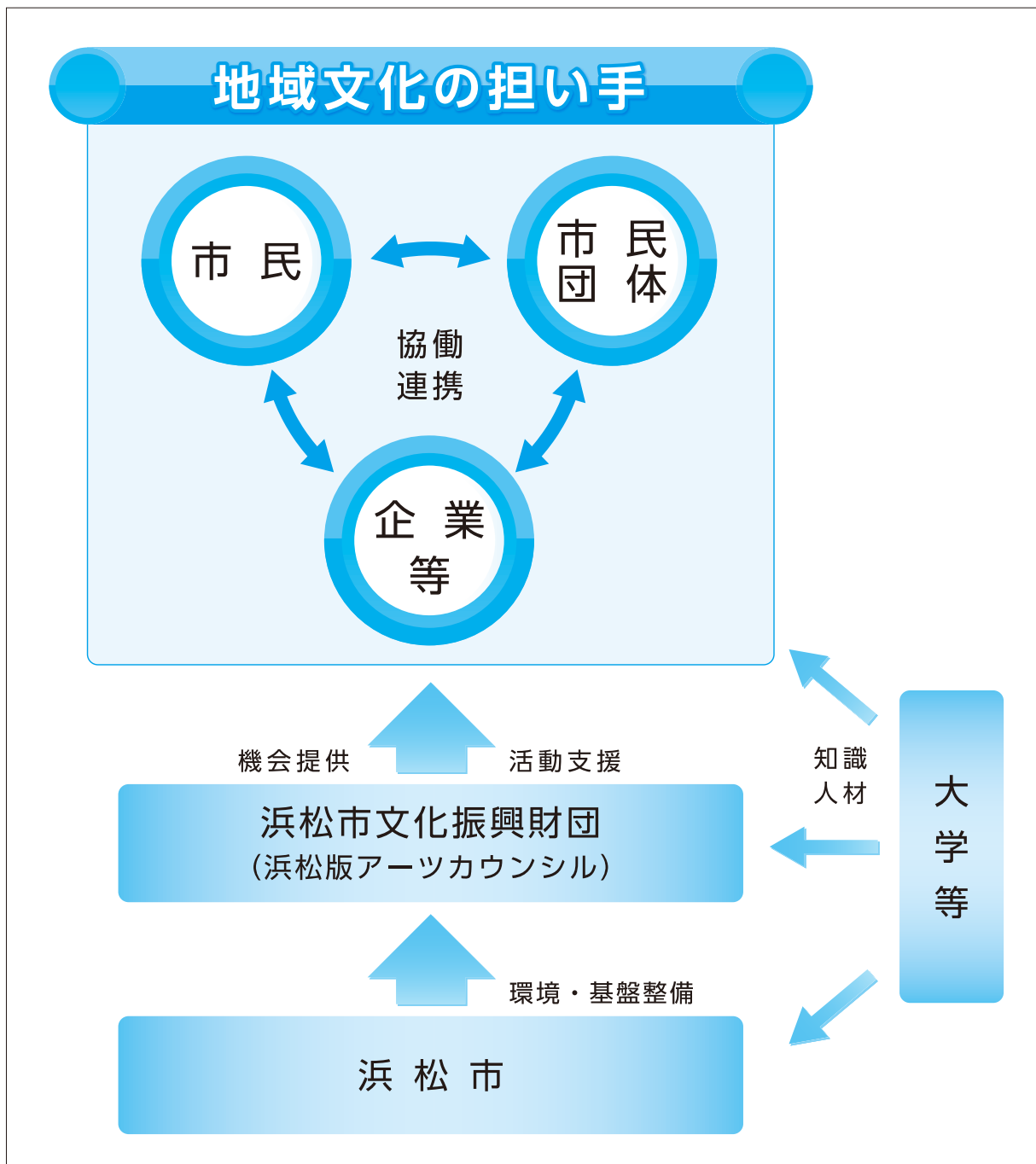
(3) 浜松市文化振興財団、浜松版アーツカウンシル

- ・質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供を行う事業主体として、文化芸術に関する専門性をさらに高めていくことが期待されています。
- ・音楽のみならず、他の文化芸術分野への対応を拡充するための機能強化を進めることが求められています。
- ・市民主体の文化活動をより活性化するとともに、多様な創造的活動主体の発掘・育成・交流を進めるため、浜松版アーツカウンシルの運営などを通じて、中間支援機能の充実を図ることが必要です。

(4) 大学等

- ・本市には、日本初の文化政策学部を持つ静岡文化芸術大学をはじめ、文化振興に関する研究や人材育成を担う大学や各種学校が存在しています。
- ・地元で活躍する人材の育成のほか、本市におけるシンクタンク¹⁸としての機能を発揮し、文化振興に関連する様々な研究成果を地域に還元する取り組みが期待されます。

18 各分野の専門家を広く集めた高度な研究組織。企業や政府機関などの依頼により、現状分析や未来予測などを行い、経営戦略や施策決定に必要な知識や情報を提供する機関。



図：推進体制のイメージ

5-2 文化施設について

各種ホールや美術館、博物館などの文化施設は、市が行う文化芸術の振興に向けた環境整備における中核であり、市民が文化・芸術に気軽に触れることができる場として、また多様な市民活動の拠点として、重要な役割を担っています。

その一方で、平成17年（2005年）の市町村合併前に建設された施設も多く、施設の老朽化が進むとともに、施設に求められる機能や役割が変化する中で、施設の長寿命化や機能更新、廃止を含め、総合的に見直しを図ることが求められています。

本市では、平成28年（2016年）3月に公共建築物をはじめとしたすべての資産を対象にした「浜松市公共施設等総合管理計画」（以下、「公共施設等管理計画」という）を策定するとともに、平成29年（2017年）9月には資産の予防保全と長寿命化の具体的な取り組みと方向性を明らかにする「浜松市公共施設建築物長寿命化指針」を策定しています。

それぞれの施設は条例の目的に沿った管理がなされていますが、そうした背景を踏まえ、適正な文化施設の維持管理と市民の文化芸術の振興を図るために、主な施設に関して、その果たすべき役割を整理します。



アクトシティ浜松



美術館



協働センター



鴨江アートセンター

(1) ホール等

- ・本市の公共施設等管理計画において、集会施設として分類される施設のうち、別表に掲げる 17 の施設（ホール部分に限る）を、本ビジョンにおいてホール等として整理します。

No.	施 設 名 称	利 用 圏 域	所 在 区
1	アクトシティ浜松ホール	広 域	中 区
2	福祉交流センター	市 域	中 区
3	浜北文化センター	市 域	浜 北 区
4	市民音楽ホール*	市 域	北 区
5	勤労会館	地 域	中 区
6	男女共同参画・文化芸術活動推進センター	地 域	中 区
7	文化コミュニティセンター	地 域	中 区
8	雄踏文化センター	地 域	西 区
9	みをつくし文化センター	地 域	北 区
10	三ヶ日文化ホール	地 域	北 区
11	引佐多目的研修センター	地 域	北 区
12	なゆた・浜北	地 域	浜 北 区
13	天竜壬生ホール	地 域	天 竜 区
14	春野文化センター	地 域	天 竜 区
15	水窪文化会館	地 域	天 竜 区
16	龍山森林文化会館	地 域	天 竜 区
17	佐久間歴史と民話の郷会館*	地 域	天 竜 区

表：ホール等

* 4 及び 17 については公共施設等管理計画では集会施設としての記載はされていませんが、本ビジョンにおいては、機能の面から他の集会施設に類するものとして、ホール等に分類します。

- ・広域施設は、質の高い実演芸術の鑑賞機会を提供する施設として市外からの来場も見込んだ利用を積極的に促進するとともに、コンベンション¹⁹機能の充実を図り、「音楽の都・浜松」における都市のシンボルとしての役割を担います。
- ・市域施設は、市域全体からの集客に対応し、いわゆる劇場・音楽堂として実演芸術（音楽、舞踊、演劇等）を行い、鑑賞することを主たる目的とした施設として、市民の文化活動の拠点として、市民の文化活動の練習・発表の場としての利用や、興行の誘致などを含めた市民への鑑賞機会を創出する利用を促進します。
- ・地域施設は、主として行政区域内程度の利用者を想定し、日常の練習活動の場として、また文化活動の成果を発表する場として気軽に利用できる施設として、多目的な利用を促進します。

(2) 美術館、博物館、樂器博物館等

- ・博物館法に基づく美術館、博物館及びその類似施設については、市民に向けて歴史、芸術、産業、自然科学等に関する展示を行うほか、資料の収集、保管をするとともに、それら資料の調査研究を行うことを目的としています。
- ・教育的観点から、各分野に対する市民の興味・関心を高め、地域の文化振興に寄与するという役割に加え、施設として人々が集い交流し、地域固有の文化や魅力を伝える、都市における集客の核としての役割への期待も高まっています。
- ・こうした期待に応えるため、調査研究機能を強化して地域の文化をブラッシュアップするとともに、展示や事業を通じて地域の魅力を発信していきます。
- ・また、都市における集客核としての役割を担うにとどまらず、市民が主体となって進めるまちづくりの取り組みに対しても積極的に関わっていきます。

19 研究成果の発表や意見交換のための学術会議、情報発信等を行う国際会議のこと。コンベンション施設はこれらを開催するためのホールや会議室を備えており、コンサートや販売会等のイベントも開催される。

(3) 協働センター

- ・協働センターは、コミュニティ活動を通じた活力ある地域づくり及び生涯学習の推進を図るため設置する施設です。
- ・生涯学習の観点からは市民による文化芸術活動を促進する役割を担います。
- ・文化に親しむことのできる地域における活動拠点として、地域コミュニティと連携した事業を行うなど、市民の利用を促進していきます。

(4) 鴨江アートセンター、市民文化創造拠点

- ・市民による文化芸術などの創作活動を促進するとともに、人々が集い、交流し、発信する場としての役割を担う施設です。様々な人々の交流を通じて、思いがけない新しい価値が生まれる場となることを目指します。
- ・鴨江アートセンターは、工房機能を有し、市民に開かれた文化芸術の創造拠点としてアートを中心とした創作活動を推進し、創造的人材の育成に努めるとともに、アートプロジェクト²⁰などの文化交流事業を実施します。
- ・鴨江アートセンターで行われる創造的活動について内外に広く情報発信するとともに、創造都市に関する良質な文化芸術活動の情報を市民等へ提供し、創造都市政策の啓発に努めます。
- ・さらなる創造都市施策の推進に向けて、平成29年（2017年）6月に策定した「浜松市市民文化創造拠点施設基本構想」に基づき、浜松城公園における埋蔵文化財発掘の進捗を踏まえつつ、浜松城公園長期整備構想における賑わいと交流ゾーンのエリア計画策定も視野に入れ、施設のあり方について慎重に検討を進めます。

20 作品そのものより、制作のプロセスを重視したり、美術館やギャラリーから外に出て社会的な文脈でアートを捉えたり、アートを媒介に地域を活性化させようとする取り組み。

5－3 施策の検証と評価

このビジョンで掲げる基本目標は、様々な施策や取り組みの効果が積み重なり、社会的なインパクトを生じさせた結果として成し遂げられるものになります。長期的取り組みの過程における評価については、個々の事業に対する定量的評価だけでなく、測定の難しい定性的評価も加味しながら、総合的に判断することが必要になります。

また、文化の担い手の中心は企業やNPO²¹なども含めた広義の市民であり、行政の施策とは直接関係のないところで進められる純粋な民間の取り組みも重要であるため、基本目標に対する総合的な評価を行うことは非常に困難なものになりますが、少なくとも行政が実施する施策について体系的な評価を行うことは重要になります。

本市においては、浜松市総合計画に基づき、政策実現のために進める具体的な事業を示す実施計画として毎年策定する戦略計画を核とした行政経営の仕組みを取り入れています。本ビジョンで示した施策の方向性は、具体的な事業として構築する中で戦略計画に組み込んでいき、政策・事業シートによる体系的な評価を行っていきます。

21 Non-profit organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせず、福祉やまちづくり、環境保全など様々な社会貢献活動を行う民間組織。

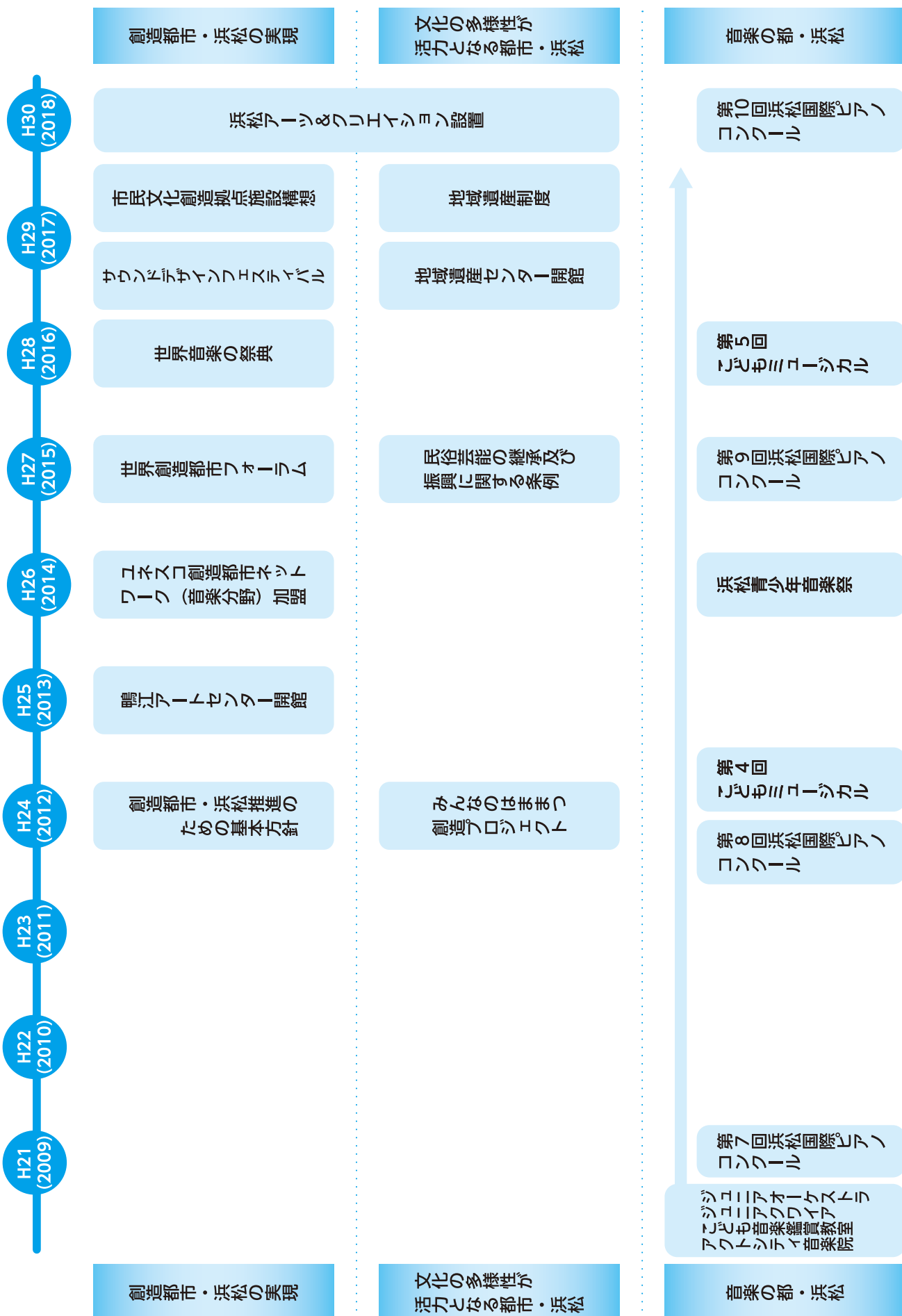
附属資料

浜松市における文化振興のあり方検討会

このビジョンを策定するに当たって、幅広い見地から意見を聴取し、本市における文化振興政策の基本的な方針を検討するため、浜松市における文化振興のあり方検討会を設置しました。

浜松市における文化振興のあり方検討会 委員名簿			
No	分 類	所 属	氏 名
1	学識経験者 (創造都市)	同志社大学経済学部特別客員教授 文化庁地域文化創生本部主任研究官	佐々木雅幸
2	学識経験者 (美術館・博物館)	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	小針由紀隆
3	学識経験者 (文化財・伝統芸能)	市文化財保護審議会会長 (静岡大学副学長＜ダイバシティ推進担当＞)	笹原 恵
4	学識経験者 (音 楽)	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	奥中 康人
5	学識経験者 (アートマネジメント)	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授	高島知佐子
6	学校関係	小中学校音楽科研究部顧問校長代表	美和 雅樹 (～ H31.3)
			杉山 一成 (H31.4 ～)
7	産業関係	浜松商工会議所専務理事	小杉 和弘
8	NPO・市民団体	認定NPO法人 クリエイティブサポートレッツ理事長	久保田 翠
9	NPO・市民団体	(一社) 浜松創造都市協議会理事	桧森 隆一
10	NPO・市民団体	やらまいかミュージックフェスティバル 実行委員会 代表役員	清水 和宏
11	観光団体	(公財) 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー 事業本部長	前田 忍
12	文化団体	(公財) 浜松市文化振興財団常務理事	和久田明弘
13	行 政 (教育委員会)	浜松市教育委員会学校教育部長	伊熊 規行
14	行 政 (文化振興担当)	浜松市市民部文化振興担当部長	寺田 聖子

前ビジョンでの主な取り組み





浜松市文化振興ビジョン

令和2年(2020年)3月

発行：浜松市 市民部 創造都市・文化振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2417 FAX 050-3730-2887

浜松市ホームページ

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

E-mail: bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp